

# 安倍総理の答弁

撤回をいたしましたのは、データを撤回するというふうに申し上げたのではなくて、引き続き精査が必要と厚労省から報告があったため、精査が必要なデータに基づいて行った答弁について撤回し、おわびをしたところでございます。

# 裁量労働制拡大法案の経緯

2015年

2016年

2017年

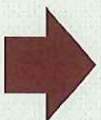
2018年3月

高度プロフェッショナル・  
裁量労働制拡大の法案

2015年4月  
国会提出  
成立せず



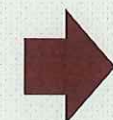
成立せず



2017年10月  
廃案  
成立せず



なぜか合体



国会提出予定  
合体法案が

働き方改革法案  
残業時間上限  
同一労働同一賃金

(出典)厚労省資料等をもとに長妻昭事務所で作成  
長妻昭事務所で作成

### 1. 目的

- 今後の労働時間法制等の検討の際に必要な時間外・休日労働、割増賃金率、裁量労働制の実態等を把握する。

### 2. 調査方法

- 全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施。

### 3. 実施時期

- 平成25年4月～6月

### 4. 調査対象事業場数

- 約11,000事業場

### 5. 主な調査項目

- 時間外・休日労働の実態(時間外・休日労働に係る労使協定(いわゆる三六協定)締結の内容)、**実労働時間数** 等
  - 割増賃金率の設定状況
  - 裁量労働制(専門業務型・企画業務型)の実態(みなし労働時間数、実労働時間数 等)
- ※ 大企業・中小企業別にも集計

問6 時間外労働の実績  
1 時間外労働時間数

	調査対象月の時間外労働が最長の者 <u>法定労働時間超</u>	調査対象月の時間外労働が平均的な者 <u>法定労働時間超</u>	
		時間 分	時間 分
一般労働者	1日の時間外労働の最長時間数	時間 分	時間 分
	1週の時間外労働の最長時間数	時間 分	時間 分
	月間の時間外労働時間数	時間 分	時間 分
	年間の時間外労働時間数	時間 分	時間 分
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(出典)基発0308第1号「労働時間等に関する調査的監督について」(平成25年3月8日)より抜粋  
※墨塗りは厚生労働省

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

問3 労働時間の状況

	労働時間の状況として把握した 時間のうち、最長の者の状況	労働時間の状況として把握した 時間のうち、平均的な者の状況
①専門業務型裁量労働制	1日 時間 分	1日 時間 分
②企画業務型裁量労働制	1日 時間 分	1日 時間 分

\_\_\_\_\_

_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____

\_\_\_\_\_

_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

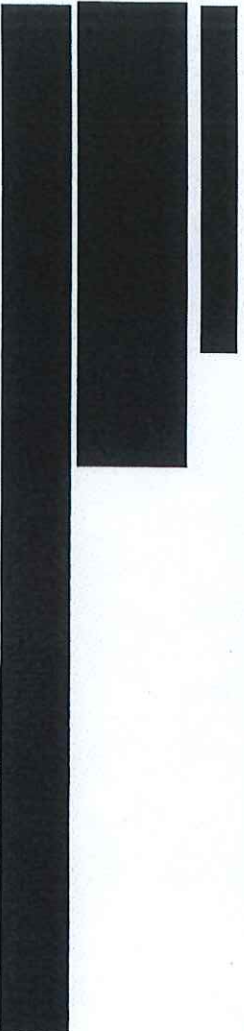
\_\_\_\_\_

(出典) 基発0308第1号「労働時間等に関する調査的監督について」(平成25年3月8日)より抜粋  
 ※墨塗りは厚生労働省

平成25年度 労働時間等に関する調査的監督付表記入要領

[Redacted text block containing survey instructions and data entry requirements]

(出典) 基発0308第1号「労働時間等に関する調査的監督について」(平成25年3月8日)より抜粋  
※墨塗りは厚生労働省



(出典) 基発0308第1号「労働時間等に関する調査的監督について」(平成25年3月8日)より抜粋  
※墨塗りは厚生労働省

## 平成25年度労働時間等総合実態調査に用いた付表(抜粋)

## 調査事項

## I 時間外・休日労働等

## 問6 時間外労働の実績

## 1 時間外労働時間数

	調査対象月の時間外労働が最長の者		調査対象月の時間外労働が平均的な者	
	法定労働時間超		法定労働時間超	
一般労働者	1日の時間外労働の最長時間数	時間 分	時間 分	時間 分
	1週の時間外労働の最長時間数	時間 分	時間 分	時間 分
	月間の時間外労働時間数	時間 分	時間 分	時間 分
	年間の時間外労働時間数	時間 分	時間 分	時間 分

## IV 裁量労働制

(裁量労働制を導入している場合に記入すること)

## 問3 労働時間の状況

	労働時間の状況として把握した時間のうち、最長の者の状況	労働時間の状況として把握した時間のうち、平均的な者の状況
①専門業務型裁量労働制	1日 時間 分	1日 時間 分
②企画業務型裁量労働制	1日 時間 分	1日 時間 分

(出典)厚生労働省提出資料



# 企画業務型裁量労働制の方が労働時間が長い

9

(1か月の平均労働時間)

企画業務型  
裁量労働制

194.4時間

197.2時間

通常の  
時間労働制

186.7時間

185.0時間

出典)「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果(2014年労働政策研究・研修機構)」

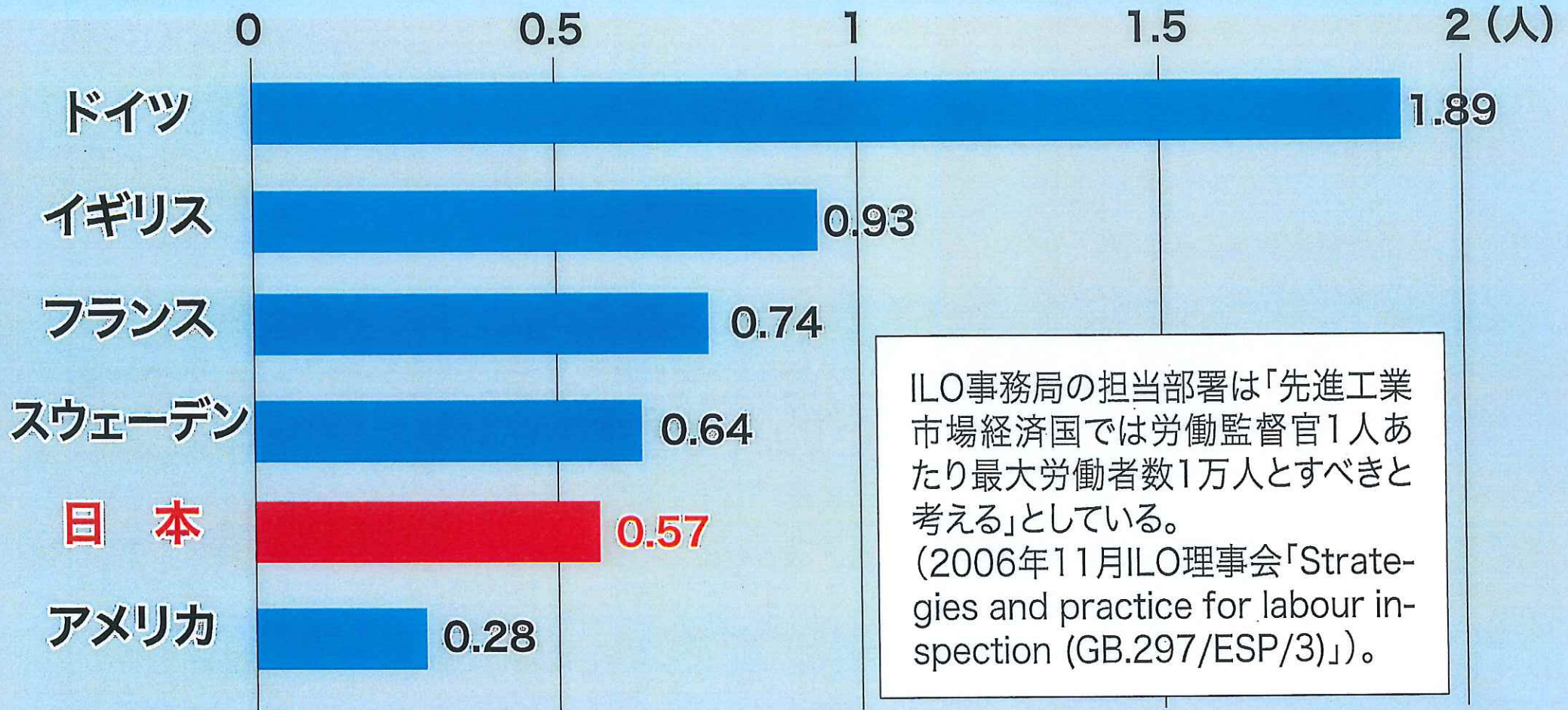
※グラフの平均労働時間は■が厚生労働省が無作為に抽出した事業場の労働者、■が民間調査会社の事業所データベースから無作為に抽出した事業場の労働者について、何れも労働政策研究・研修機構が算出

出典資料をもとに長妻昭事務所で作成

平成30年2月26日(月) 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

パネルの写し

# 諸外国の雇用者1万人あたりの監督官の数



(出典)

(注1) 日本の雇用者1万人あたりの監督官の数については、2017年度の労働基準監督官の定員及び平成21年経済センサス—基礎調査(総務省統計局)より算出したものである。

(注2) 諸外国の雇用者数は、ILO LABORSTA(2009年11月現在)による。

出典資料をもとに長妻昭事務所で作成

平成30年2月26日(月) 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

パネルの写し

# 裁量労働制 営業職には認めない?

当初

課題解決型提案営業



修正後

課題解決型の開発提案業務

(出典)厚生労働省資料

厚生労働省提出資料をもとに長妻昭事務所で作成

# 裁量労働制の営業への拡大イメージ

## ～課題解決型の開発提案業務について～

### 業 種

### 該当する可能性がある業務のイメージ

#### 情報通信業

情報システム関連企業において、金融機関に対し、新たな全社的な業務支援システムを開発提案する業務

#### 保険業

保険会社において、海外でインフラ整備を行う法人顧客に対し、当該事業に係るリスクをカバーするような新たな保険商品を開発提案する業務

#### 製造業

重機械メーカーにおいて、顧客メーカーに対し、新たな生産ラインに必要な当該顧客メーカーに特化した設備等を開発提案する業務

(出典)厚生労働省労働基準局資料(平成30年1月24日)

※上記はあくまでイメージであり、最終的には個別判断となる。